

社会福祉法人さつき会役員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 社会福祉法人さつき会の理事、監事、評議員及び理事長が委嘱した委員等の報酬等及び費用弁償の額並びにその支給方法について必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員及び理事長が委嘱した委員等と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所（概ね週4日以上勤務）とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員等とは、役員等のうち、常勤の理事以外の者をいう。

(報酬等の額)

第3条 常勤の理事に対する報酬等は、報酬、賞与及び退職手当とし、別表1「常勤の理事の報酬等」に定める額とする。ただし、当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している理事に対しては、本規程は適用しない。

2 非常勤の役員等に対する報酬は別表2「非常勤の役員等の報酬」に定める額とする。

(費用弁償)

第4条 役員等がさつき会の職務のため旅行したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定による旅費の額は、社会福祉法人さつき会職員旅費支給規程を準用する。

3 第1項の旅費は、役員等の居住地から最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。

4 非常勤の役員等が、理事会、評議員会、監事監査又は理事長が招集する会議等に出席したときは、次に掲げる費用を支給する。

- (1) 会議等開催地と役員等の居住地が相違する場合は、交通費の実費額。

(準用規定)

第5条 この規程に定めるもののほか、役員等の報酬等及び費用弁償の支給方法については、社会福祉法人さつき会給与規程及び社会福祉法人さつき会職員旅費支給規程を準用する。

附 則

この規程は、平成5年4月24日から施行する。

附 則（平成6年3月19日改正） {(第2条第4項改正)}

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月25日改正） {(第2条第2項、同第4項、第3条改正)}

附 則（平成13年11月9日改正） {(第1条、第2条、第3条改正)}

この規程は、平成13年12月1日から施行する。

附 則（平成20年12月26日改正） {(第2条改正)}

この規程は、平成20年12月26日から施行する。

附 則（令和2年6月26日改正） {(題名改正、第2条、第3条、別表第1、別表第2追加)}

この規程は、令和2年7月1日から施行する。

別表1（第3条第1項関係）

常勤の理事の報酬等

	理事長	常務理事
報酬	月額 424,000 円	月額 329,000 円
6月賞与	月額報酬×1.65月分	月額報酬×1.65月分
12月賞与	月額報酬×1.65月分	月額報酬×1.65月分
退職手当	社会福祉法人さつき会就業規則第32条に定める退職金	

別表2（第3条第2項関係）

非常勤の役員等の報酬

理事長	月額 30,000 円
常務理事	月額 20,000 円
理事会、評議員会、監事監査又は理事長が招集する会議等に参加したとき	1日につき 3,000 円